

「様式第1号」の申請書に記入する世帯

市内の小中学校へ在籍し、第3子以降の給食費が減額されていない世帯

		毎月納入額
第1子	館林市立〇〇中学校	5,200円
第2子	館林市立〇〇小学校	4,350円
第3子	館林市立〇〇小学校	4,350円

【対応】

第3子の給食費4,350円の徴収がなくなります

「様式第2号」の申請書に記入する世帯

パターン1

市内の小中学校へ在籍し、食物アレルギー・宗教等で第3子以降の給食費が減額されている世帯

		毎月納入額	
第1子	館林市立〇〇中学校	5,200円	
第2子	館林市立〇〇小学校	4,350円	
第3子	館林市立〇〇小学校	931円	※牛乳代のみ納入
第4子	館林市立〇〇小学校	3,419円	※食物代のみ納入
第5子	館林市立〇〇小学校	0円	※お弁当持参

【対応】

第3子の給食費931円の徴収がなくなり、

差額分: $4,350円 - 931円 = 3,419円$ を指定口座へ振込みます

第4子の給食費3,419円の徴収がなくなり、

差額分: $4,350円 - 3,419円 = 931円$ を指定口座へ振込みます

第5子の給食費相当額4,350円を指定口座へ振込みます

「様式第2号」の申請書に記入する世帯

パターン2

第3子以降が特別支援学校・市外（私立含む）の小中学校へ在籍している場合

		毎月納入額
第1子	私立〇〇中学校	0円
第2子	館林市立〇〇中学校	5,200円
第3子	群馬県立〇〇特別支援学校	0円

【対応】

第3子が小学生の場合: 給食費相当額4,350円

を指定口座へ振込みます

第3子が中学生の場合: 給食費相当額5,200円

★様式第2号は、学校または学校給食センターにて受領してください。

★指定口座への振込は、4月～3月分をまとめて令和5年4月を予定しています。